

平成20年5月以前に請求された使用料の算定方法

下水道・農業集落排水使用料算定表

下水道使用料算定表

(1か月につき、税抜、単位:円)

種別	区分	汚水量	単価
一般	基本使用料	10m ³ まで	105
	従量使用料 (1m ³ につき)	11～20m ³ まで	110
		21～50m ³ まで	120
		51～100m ³ まで	125
		101～1000m ³ まで	135
		1001m ³ ～	145
臨時	従量使用料		160

農業集落排水使用料算定表

(1か月につき、税抜、単位:円)

種別	区分	単価
一般	基本割(1戸当たり)	1,100
	人数割 (1人当たり)	350
事業所	基本割(1戸当たり)	2,200
	人数割 (1人当たり)	350

使用料の算定方法と計算例

◆公共下水道

毎月の汚水量(水道使用水量)を基に以下の式で計算します。

従量使用料 × (1+消費税率)

従量使用料は、

1か月の汚水量 × 階層毎の単価の総和 となります。

【計算例1 水道のみ使用】

①8m³/月使用の場合

10m ³ まで	8m ³ × 105円 =	840円
税込(円未満切捨)	840円 × 1.05 =	<u>882円</u>

②23m³/月使用の場合

10m ³ まで	10m ³ × 105円 =	1,050円
11～20m ³	10m ³ × 110円 =	1,100円
21～23m ³	3m ³ × 120円 =	360円
計		2,510円
税込(円未満切捨)	2,510円 × 1.05 =	<u>2,635円</u>

【計算例2 井戸のみ使用】

井戸などの自家水の場合 **人数 × 4m³** で計算されます。

③使用人数2人の場合

4m³/人 × 2人 = 8m³となるので

10m ³ まで	8m ³ × 105円 =	840円
税込(円未満切捨)	840円 × 1.05 =	<u>882円</u>

④使用人数5人の場合

4m³/人 × 5人 = 20m³となるので

10m ³ まで	10m ³ × 105円 =	1,050円
11～20m ³	10m ³ × 110円 =	1,100円
計		2,150円

税込(円未満切捨) $2,150円 \times 1.05 =$ 2,257円

【計算例3 水道と井戸を併用して使用】

水道と井戸等を併用している場合 $人数 \times 2m^3 + 水道使用水量$ で計算されます。

⑤水道使用水量 $5m^3$ 、使用人数2人の場合

$2m^3 / 人 \times 2人 + 5m^3 = 9m^3$ となるので

$10m^3$ まで $9m^3 \times 105円 =$ 945円

税込(円未満切捨) $945円 \times 1.05 =$ 992円

⑥水道使用水量 $12m^3$ 、使用人数5人の場合

$2m^3 / 人 \times 5人 + 12m^3 = 22m^3$ となるので

$10m^3$ まで $10m^3 \times 105円 =$ 1,050円

11~ $20m^3$ $10m^3 \times 110円 =$ 1,100円

21~ $22m^3$ $2m^3 \times 120円 =$ 240円

計 2,390円

税込(円未満切捨) $2,390円 \times 1.05 =$ 2,509円

◆農業集落排水

毎月1日時点の使用者人数を基に以下の式で計算します。

(基本割+人数割) × (1+消費税率)

基本割は、

一般家庭 1,100円/戸 事業所等 2,200円/戸

人数割は、

毎月1日時点の使用者人数 × 350円

となります。

【計算例1 一般家庭】

①1人の場合

基本割 1,100円

人数割 $1人 \times 350円 =$ 350円

計 1,450円

税込(円未満切捨) $1,450円 \times 1.05 =$ 1,522円

②5人の場合

基本割 1,100円

人数割 $5人 \times 350円 =$ 1,750円

計 2,850円

税込(円未満切捨) $2,850円 \times 1.05 =$ 2,992円

【計算例2 事業所等】

①3人の場合

基本割 2,200円

人数割 $3人 \times 350円 =$ 1,050円

計 3,250円

税込(円未満切捨) $3,250円 \times 1.05 =$ 3,412円

②20人の場合

基本割		2,200円
人数割	20人×350円＝	7,000円
計		9,200円
税込(円未満切捨)	9,200円×1.05＝	<u>9,660円</u>